

# 三菱UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

## 《目 次》

《退職給付と企業分析》	
情報開示の充実で何が変わるか その2	P1
《海外年金制度の動向》	
英国・新年金制度（NEST）の動向	P7
《退職給付会計の話題》	
IAS19号改正の検討状況（IASB11月理事会の議論）	P11
《やさしい年金数理》	
免除保険料率と最低責任準備金	P17
《年金運用の現場から ファンドマネージャーの四方山話》	
回復しつつある東京都区部の住宅投資	P21
《データでみる年金》	
就労条件総合調査結果より 有給休暇の取得状況	P23
《数字クイズ その9》	
CO2排出問題	P27
《アドリブ経済時評》	
そりゃあいカンゼよ	P30

ホームページアドレス：<http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>

**2010年  
12月号**



三菱UFJ信託銀行

## 退職給付と企業分析

### ～情報開示の充実で何が変わるのか その2～

#### 《要約》

新たな情報を開示しても、会計数値に影響を及ぼすわけではないため、数値をベースとする企業評価に影響を与えるわけではありません。ただし、定性的な評価には影響を及ぼすと考えられます。

新しい基準では、資産・負債について要因別にその変動状況を開示することが求められます。また、積立型と非積立型の負債及び資産の状況も開示することになります。年金資産で言えば、実際のパフォーマンスが把握できるほか、資産・負債の変動状況が手に取るようにわかるようになります。

先月は、現状の開示の問題点について指摘しました。今回は国内基準改正の公開草案（ステップ1）で示された開示内容を解説するとともに、その開示内容で何が見えてくるのかについて検討したいと思います。

#### 1. 開示基準の充実で変わる点

会計基準変更が企業評価等に影響を与えるメカニズムには2通りあると考えられます。1つは、今まで知ることができなかった経済実態が見えるようになることによる影響であり、もう1つは見え方が変わることによる影響です。退職給付会計が初めて導入されたケースは前者にあたります。退職給付債務という新しい債務の概念が登場し、その債務を基準に費用や（退職給付）引当金が計上されることになったわけですが、新基準によって企業の財政状態や業績がどのように変化するかは外部からはわかりません。したがって会計基準見直しによって従来の評価が大きく変わる可能性も秘めており、会計基準変更が与えるインパクトは大きいといえます。これに対して、今回のIFRSの退職給付会計の見直しなどは既存の開示データでこれまでの会計数値を組み替えることが可能です。見えなかったものが見えるようになるわけではなく、見え方が変わるだけということができます。確かに即時認識で数値のボラティリティは増大しますが、基準変更のインパクトは巷間いわれるほど大きくはないという見方ができるはずです。

今まで見ることができなかったものが見えるようになるという点では、開示情報の充実も同じです。ただし、会計基準の変更とは異なり、新たに情報が開示されても結果としての会計数値が変化するわけではありません。したがって、数値をベースに行う企業評価に影響を与えるわけではありません。つまり情報開示の見直しは会計基準の見直しとは異なる影響を及ぼすと考えるべきかもしれません。国内基準改正の公開草案で提示された開示

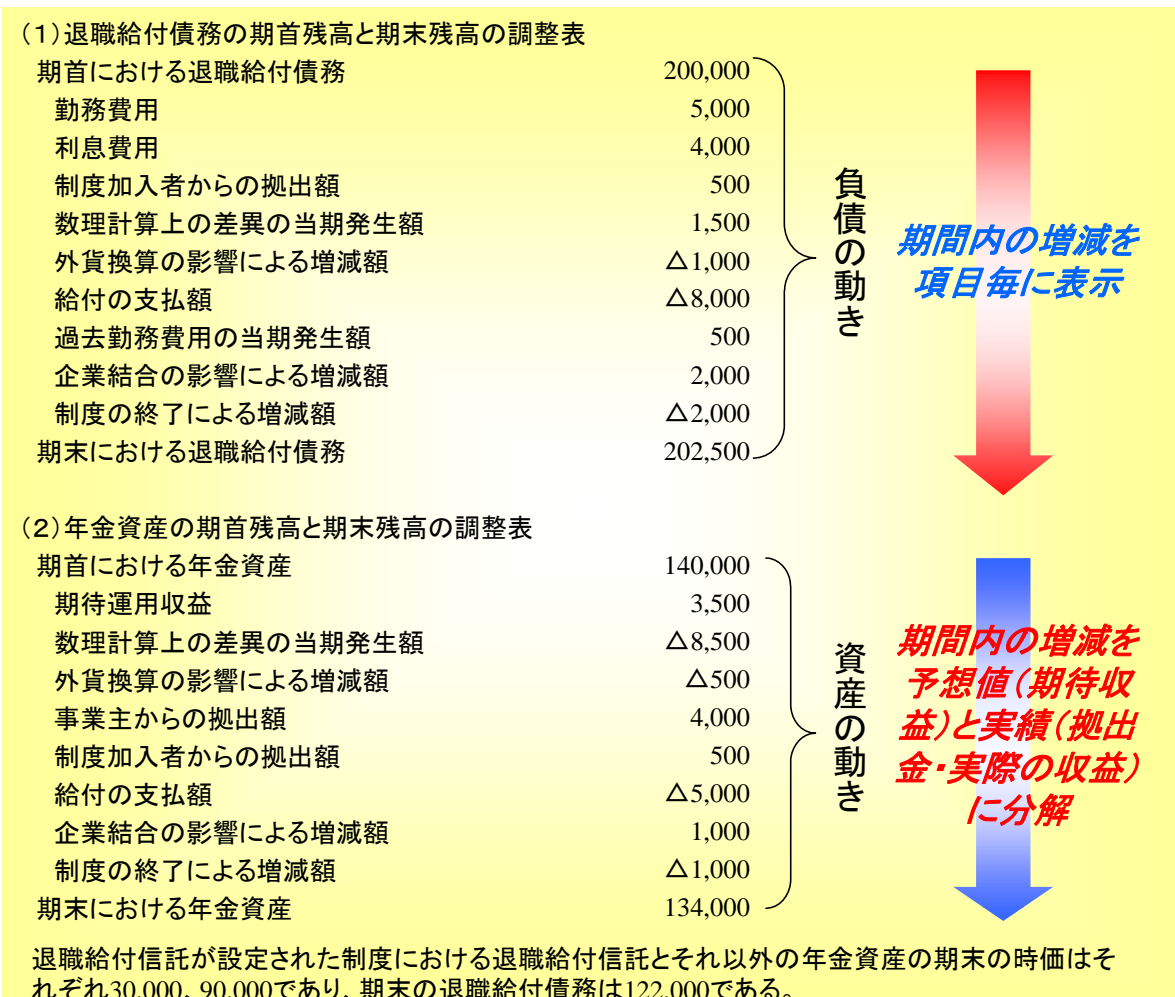


例をみると、債務や資産の時価変動リスクに対する管理体制やプロセスが見えるようになり、プロセス責任が問われるようになると考えられます。制度運営の方針や体制が整備されている企業であれば、将来の環境変化に対しても適切な対応がとられていくことが期待できます。それは、定性的な判断材料として、投資家が企業を評価するうえで重要な視点になると考えられます。

## 2. 資産運用に関して実績パフォーマンスが判明

先月号では、これまでの開示は、退職給付債務、年金資産とも期末値のみの開示であり、変動要因が把握できないと指摘しました。改正される開示案では、退職給付債務、年金資産ともに期間内の増減を項目ごとに表示することが求められます。

(第1図) 退職給付債務と年金資産の期首残高、期末残高調整表



退職給付債務に関しては、これまででも債務の増減要素のうち、勤務費用と利息費用という増加要因が開示されてきました。今回の案では給付の支払いという債務の減少要因に加

え、制度変更や企業結合あるいは海外制度の為替変動による影響などに伴う増減が開示され、結果的に計算前提の変更及び前提条件との差である数理計算上の差異が表示されます。退職給付債務の増減の詳細な明細が開示されることによって、制度の運営状況が把握できるうえ、退職給付債務の増減が従業員に対する報酬制度の政策的判断によるものか、あるいは退職給付とは直接関係のない経営戦略（企業結合）あるいは経済変動に基づくものであるかの峻別が可能になります。

一方、資産サイドでは予測による数値と実際の値が区別できる点がポイントです。期待運用収益は従前も開示されていましたが、掛金や給付の額が不明であり、また負債サイドから発生した数理計算上の差異の額も開示されていなかったため、実際の運用実績については外部からは把握することができませんでした。今回の改正では資産に関して発生した数理計算上の差異が開示されるため、数理計算上の差異の発生額と期待運用収益の合計額で実績の運用パフォーマンスが算出可能となります。第1図で示した事例で言えば、期待運用収益の  $3,500 + (\Delta 8,500) = \Delta 5,000$  が運用実績ということになります。さらに、掛金や給付という資金の動きもみることができます。

また、退職給付債務と年金資産の動きが項目毎に示されるため、両者を関連付けた分析が行われる可能性があります。例えば、勤務費用は拠出金と関連付けることができます。勤務費用は当期の勤務で発生した将来の給付額（の現価）ですから、その支払いを行うためには勤務費用見合いの資金が確保されることが必要です。この事例では勤務費用が5,000であり、掛金拠出が4,000ですから給付額見合いの拠出は行われていないこととなります。ただ、退職給付債務における給付の支払額が8,000であるのに対し、年金資産からの給付支払額が5,000であることから、会社からの退職一時金の支払いが3,000あることがわかります。つまり、拠出金が勤務費用より少ないのは年金制度に移行していない退職一時金制度（非積立型制度）があることが理由の1つであることがわかります。ちなみに、新しい開示基準では後述するとおり、積立型制度と非積立型制度の退職給付債務を区別して表示することになります。したがって、積立を行う年金制度において給付発生に見合う原資の積立てが行われているかについて、把握することが可能ということになります。

なお、第1図に示した注記をみるにあたっての留意点を付け加えておきます。この事例では、従業員拠出がある制度を想定していますが、従業員の拠出額は負債の増加になると同時に、資産の増加となります。企業の貸借対照表で言えば“預かり金”のようなものといえます。要するに預かり金という負債が増加し、現金という資産が増加するわけです。ただし、この預かり金には制度の規約に基づく利息相当額が付利され、年金資産の運用収益との差額に関するリスクは企業が負担することになります。

また、この事例では退職給付債務での数理計算上の差異は符号が正になっており、年金資産のそれは符号が負（ $\Delta$ ）になっています。債務の増加と資産の減少ですから、いずれも企業にとっての負担増加を示すわけです。この年度は資産、負債合計で10,000の数理計算上の借方差異（費用の増加要因）が発生しているわけです。

### 3. 従来に比べ詳細な分析が可能に

これまで、年金資産は企業年金制度に基づいて積立てられた資産と退職給付信託とを区別して表示することは義務付けられていませんでしたが、今回の見直しによって退職給付信託の残高の開示が求められることとなります。第1図の(2)の最後に記載のとおり、退職給付信託が設定されている制度（このケースでは企業年金制度を受益者として設定されています）について退職給付債務と退職給付信託の残高及び制度に基づいて積み立てられた資産残高が開示されます。同時に、第2図(3)のように、積立型、非積立型の退職給付債務が開示されることになっており、2つの開示情報を合わせると積立型制度のうち、退職給付信託のある制度と無い制度、さらに非積立型の制度の退職給付債務の状況が判明することになります（第1表）。なお、退職給付に関する会計基準の適用指針の記載内容から判断すると、制度上は積立て義務を負っていない退職一時金制度でも退職給付信託を設定している場合は、積立型の制度に分類されると考えられます。

(第2図) その他の開示例（積立状況、退職給付費用、その他の包括利益関連）

<b>(3)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付債務に係る負債及び資産への調整表</b>	
積立型制度の退職給付債務	140,000
年金資産	134,000
非積立型制度の退職給付債務	62,500
貸借対照表に表示された負債と資産の純額	68,500
退職給付に係る負債	69,000
退職給付に係る資産	500
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	68,500
<b>(4)退職給付に関連する損益</b>	
勤務費用	5,000
利息費用	4,000
期待運用収益	△3,500
数理計算上の差異の当期処理額	2,500
過去勤務費用の当期処理額	△300
制度の終了による損益	500
確定給付制度に係る退職給付費用	8,200
<b>(5)その他の包括利益で計上された項目(税効果控除前)の内訳</b>	
過去勤務費用	800
数理計算上の差異	6,000
合計	6,800
<b>その他の包括利益累積額で計上した項目(税効果控除前)の内訳</b>	
未認識過去勤務費用	△2,000
未認識数理計算上の差異	15,000
合計	13,000



従来は、遅延認識されるため貸借対照表に計上される負債あるいは資産は、未認識項目を差し引いた部分でしたが、会計基準の見直しで数理計算上の差異等はその他の包括利益で即座に反映されるため、開示の方法も変更になります。具体的には、上記の通り積立型、非積立型毎に債務及び資産の状況を示したうえ、貸借対照表に計上される額を示します。退職給付に係る負債は従来の基準では“退職給付引当金”という名称で表示されていた額であり、退職給付にかかる資産は以前“前払い年金費用”と表示されていたものです。

(第1表) 開示例から分析可能な積立状況の詳細

	退職給付 債務	年金資産			積立 状況	
		年金制度	退職給付信託	合計		
積立型	140,000	104,000	30,000	134,000	△6,000	
	退職給付信託なし	18,000	14,000	0	14,000	△4,000
	退職給付信託あり	122,000	90,000	30,000	120,000	△2,000
非積立型	62,500	0	0	0		
合計	202,500	104,000	30,000	134,000	△68,500	

第2図の(5) その他の包括利益に関する表示では、包括利益計算書においてその他の包括利益として計上された項目とその他の包括利益に累積額として計上されている残高の両方を開示します。ただし、この額は税効果考慮前の数値で表示されるため、実際に当期の包括利益計算書において計上される額(退職給付に係る調整額)は税効果が考慮された額となります。なお、国内基準の公開草案においては、数理計算上の差異は、その後の一定期間で損益計算書で費用として処理する、いわゆる組替処理を行うことになっています。このため、その他の包括利益で計上された額というのは、実際に発生した額と当期に組替処理した額とを集計した額となります。

複雑になりますが、事例を基に紹介します。前述のとおり、第1図の結果によって数理計算上の差異は  $1,500 + 8,500 = 10,000$  の借方差異(債務の増加)であることがわかりますが、同時に第2図の(4)で当期に2,500の数理計算上の差異が組替処理されています。さらに、制度の終了損益に注目すると500の損失(費用)が発生しています。この終了損益は、退職給付債務の減少2,000と年金資産の減少1,000の差額としての利益1,000と未認識項目の一括処理額の合計額であるため、逆算すると1,500の未認識項目の費用処理が行われたと考えられます(非積立型制度は終了していないと想定しています)。つまり、終了の処理において、その他の包括利益の累積損失が1,500減少(=当期の包括利益が1,500増加)したと考えられるわけです。したがって、新規の発生額10,000から振替え処理された額(2,500+1,500)を差し引いた額(6,000)が当期の包括利益計算書に計上されるその他の包括利益の額となります。なお、その他の包括利益累積額は、従来の開示項目としては、未認識過去勤務債務の残高及び未認識数理計算上の差異の合計額ということになります。

以上のように、新しい開示基準になると資産及び債務がどのように変動したかが、手に取るようにわかるようになります。先月号でも指摘しましたが、企業の評価、特に株価は将来の見通しが重要です。資産や債務の変動自体を予測することは意味がないとしても、その変動が企業価値に影響を及ぼすことは事実であり、変動をどのようにコントロールするのかは投資家にとって重要なポイントです。また、資産運用は資金の拠出や給付スケジュール、あるいは積立水準とも密接に関連しているはずです。新しい開示基準は、年金資産の運用等に関しても詳細な記載を求めています。次回は引き続き、その点などについて検討したいと思います。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野



## 海外年金制度の動向

### ～英国・新年金制度（NEST）の動向～

#### 《要約》

英国では、職域年金への加入率低下や政府の 700 万人が老後資金不足になるという予想結果を踏まえ、職域を通じた新たな年金制度が検討され、2007 年年金法で準備機関の設置、2008 年年金法では制度内容の骨格が決められました。2010 年 5 月の政権交代により実施の延期の可能性もありましたが、予定通り 2012 年 10 月から NEST (国家雇用貯蓄信託: National Employment Savings Trust) という名称で実施予定です。

この制度は一旦全員を加入させる自動加入の仕組みを取り入れた給与天引きによる個人年金制度です。自動加入の考え方は、オバマ政権による米国の自動加入 IRA 導入提案にも影響を与えました。適格な職域年金を実施していない事業所は導入が義務付けられます。

世界的に高齢化による公的年金の圧縮が予想される中で、職域で個人年金に自動加入する仕組みは、日本を含めた各国の老後資金積立手段に影響を与えるものと考えられます。

#### 1. 新制度導入の経緯

新制度は、2005 年に政府の諮問機関である年金委員会(the Pensions Commission)が、被用者の老後資金不足を補うために、自動加入による年金制度を提案したことに始まります。さらに、2006 年 12 月に政府は年金白書の中で、職域を通じた年金に加入していない、あるいは加入していても給付水準が低い従業員に対する老後所得保障を目的に、個人勘定制度を提案しました。というのも、英国では 75 万社が職域を通じた年金制度を提供していないと言われ、政府は 700 万人が老後資金不足になると予想しているからです。提案された制度の特徴は、①自動加入により年金の加入率を上げること、②単一の組織により低コストで運営することの 2 つが挙げられます。コストについてはオンラインを活用したシンプルな管理で圧縮を目指しています。なお、実際に対象となる人は中低所得の従業員とその事業主です。

2007 年年金法で、準備機関として PADA (Personal Accounts Delivery Authority) の設立が決まり、2008 年年金法で、制度の骨格が決まりました。2012 年の実施に向け、2010 年 1 月には名称を個人勘定 (Personal Accounts) から NEST (国家雇用貯蓄信託: National Employment Savings Trust) へ、7 月には準備機関の PADA が実施機関としての NEST Corporation へ変更となりました。この変更により単なる準備機関から加入者の利益を第一に考えるトラスティ (制度受託者) の役割を担うこととなります。

なお、2010 年 5 月の総選挙で制度実施を決めた労働党政権から保守党・自民党連立政権へ政権が交代したため、制度の見直しが行われ、その結果、実施が延期されるという見方



もありました。もっとも、10月27日に打ち出された新政権による見直し結果は、加入猶予期間を設けることや加入対象となる年収の下限引上げなど一部変更はありましたが、新制度は予定通り2012年10月から実施されることになりました。2011年4月から早期実施を希望する企業を対象に、試験的に一部で行われることとなります。すでに2010年7月には、EU委員会から制度導入についての承認がおりており、実施時期が迫っています。

## 2. 制度内容

### (1) 加入対象

2012年10月から本格実施されますが、まずは規模の大きい企業から初め、従業員規模に応じて段階的に実施し、2016年9月には完全実施されます。加入対象者は22歳以上で公的年金の支給開始年齢（65歳）以下となっています。当初案では年収が5,035ポンド以上の者が対象でしたが、見直しに伴い、2011年4月からは7,475ポンドに引き上げられる予定です。事業主は、適格な職域年金かNESTのいずれかを導入する必要があり、自動加入に当たって、3ヶ月間は加入を猶予する期間が与えられます。その後も3年ごとに脱退する機会が設けられる予定となっています。職域年金の対象になっていない従業員など一部に適用することも可能で、他の職域年金制度との併用も可能です。

### (2) 拠出

掛金率は、年7,475ポンドから33,540ポンドの範囲の所得に対して、8%です。内訳は、事業主が少なくとも3%、従業員が4%、税優遇として国から1%です。下記のように、経過措置として、段階的な掛金率が適用されます。

年	従業員拠出（税優遇を含む）	事業主拠出
2012年10月～2016年9月	1%	1%
2016年10月～2017年9月	3%	2%
2017年10月以降	5%	3%

掛金の上限は、年3,600ポンド（2005年基準）で賃金スライドします。2010年時点では、4,300ポンドほどになる見込みです。実際には、2009年の被用者の平均所得が年25,100ポンドですから、掛金率8%としても平均で年2,008ポンドほどになると計算されるため、上限まで企業及び従業員の上乗せが可能です。

### (3) 運用方法

ファンドで運用する確定拠出型年金で、適格な商品から個人が選択します。選択しない場合には、デフォルト・ファンドが割り当てられます。英国では、DC制度で加入者のファンドのほとんど（9割以上）はデフォルト・ファンドであり、重要な役割を果たしています。年代によって資産配分が変わるターゲット・イヤー・ファンドが使われると考えられます。

制度の運営・口座管理業務は、単一のNEST Corporationが行い、規模の利益を追求する

ことによってコストの圧縮を狙っています。個人口座での管理ですから、ポータビリティが確保され、転職しても口座が維持されます。

#### (4) 適用除外される制度 (2008 年年金法による)

確定給付型の場合は、公的年金から適用除外される制度、もしくは給付率が 1/120 以上の制度が対象となります。典型的な確定給付型の給付率は 1/60 です。

確定拠出型の場合は、企業と従業員負担を合わせて、1 人あたり 8%を拠出し、その内事業主が 3%以上拠出している制度に限ります。団体扱いの個人年金(Group Personal Pension) も含まれる予定です。

#### (5) 手数料

手数料の水準しだい年金収益に大きな影響を与えるため、政府では運用手数料を資産額に対して年間 0.3%以内に抑えることを目指しましたが、実際、11 月 24 日付の発表によると、運用手数料を 0.3%、初期の費用を償却するため、掛金から 1.8% (当初案の 2%から変更) の運営手数料を掛金から控除することになりました。

#### (6) 運営機関

NEST Corporation は、2010 年 7 月 5 日に、準備機関である PADA を引き継ぎ、運営責任を担うことになりました。同機関は一般の基金のトラスティにあたり、組織運営は理事会として議長と 14 人以内の理事により行い、加入者の利益を代表して行動することが義務付けられます。公的サービス機関として、雇用年金省の監督下にあり、年金監督機関 (The Pensions Regulator) の規制に従います。

実際の運営は極力民間に委託する方針で、実際、制度管理の受託はタタ・コンサルティングが、運用管理はステート・ストリートが受託したと報じられています。

#### (7) 企業の動向

2010 年 8 月に行われた従業員 250 人未満の中小企業 404 社 (78%は 50 人未満) を対象とした英国コンサルティング・アクチュアリー会の調査によると、68%の企業が、対応を検討中と回答しています。対象企業の大半は、団体年金、ステークホルダー年金や確定拠出年金を導入していますが、DB 制度を導入していても、86%は新入社員を加入させず、41%は将来勤続も凍結しています。

この調査結果によると、実施後に一旦全員加入しても、適用除外として脱退を希望する者が 35%程度いると企業は予想しています。特に小企業での率が高いのは課題です。また、導入方法として、60%の企業が現行制度に加入していない従業員を対象として自動加入させるとし、20%は現行制度をやめて導入するとしています。54%の企業が自動加入の仕組みを支持していますが、制度導入そのものの賛否については、賛成は 43%、反対は 46%と分かれています。また、入社後 3 ヶ月間の加入猶予期間を持つべきとしたのが 61%に達していますが、この猶予期間の設置については今回 10 月に出た政府の見直し結果により実現しています。

なお、自動加入の対象者は、470 万人と言われており、制度の詳細は、2011 年の初めか、

遅くとも試験的に実施される 2011 年 4 月の前に明らかになる予定です。

### 3. 今後の課題と日本への示唆

この制度のマーケットについて、2040 年までに 2,000 億ポンド（約 26 兆円）に成長するという報道があります。単一機関が外部機関を使いながらも数百万人の加入者の管理・運営を行うという壮大な構想で、規模の利益を得て効率的に運営されるかが課題です。

自動加入の仕組みは、2005 年にニュージーランドの職域個人年金であるキウイ年金で実施されています。キウイ年金の場合、自動加入は新入社員だけがですが、着実に加入率を上げています。一方、米国の 401 (k) プランでも大企業中心に自動加入が普及し、加入率向上に貢献しています。オバマ政権が 2011 年予算教書で提案し、現在法案が委員会に挙げられている自動加入 IRA（個人退職勘定）にも取り入れられています。

日本でも、公的年金をめぐる環境が厳しい中、適格年金の廃止により、企業年金のカバ一率が低下しており、老後所得保障をどのように実現するかが課題です。英国の NEST がうまく機能するか注視していく必要があるでしょう。

以上

年金コンサルティング部 リサーチグループ 遠藤

#### <主な参考資料>

- NEST Corporation ホームページ [www.nestpensions.org.uk](http://www.nestpensions.org.uk)
- 英国雇用年金省 ホームページ [www.dwp.gov.uk/policy/pensions-reform/](http://www.dwp.gov.uk/policy/pensions-reform/)
- 年金監督機関 ホームページ [www.thepensionsregulator.gov.uk/pensions-reform/](http://www.thepensionsregulator.gov.uk/pensions-reform/)
- ACA(Association of Consulting Actuaries), “Survey of Smaller firms views on Auto-enrolment and NEST”, (September 2010)
- 三菱UFJ年金情報、「英国・年金制度改革の動向について」（2008年2月号）  
「英国の新年金法と個人勘定について」（2007年2月号）



## 退職給付会計の話題

### ～IAS19号改正の検討状況～ (IASB11月理事会の議論)

#### 《要約》

IASBは10月20日に開催された理事会からIAS19号改正に関する審議を再開し、10月の理事会では、「退職給付債務・制度資産の変動の遅延認識の廃止」、「受給権未確定の過去勤務費用の即時認識」、「退職給付に関する費用の分解（勤務費用・純利息費用・再測定の三要素への分解）」、「財務費用の構成要素（期待収益の廃止）」が議論されました。11月号でご紹介したとおり、いずれについても公開草案の提案が（暫定的に）承認されました。

11月の理事会では引き続き、①費用の具体的な表示方法、②開示に関する事項、③従業員給付の区分に関して議論が行われました。

①については公開草案の提案が一部修正され、ア) 勤務費用と純利息費用の表示方法は企業の判断に任せる、イ) 再測定を当期純利益に表示する選択肢を認める、ことが暫定的に承認されました。また、②に関しても公開草案の内容が変更され開示の一部簡略化が図られています。さらに③については、退職給付と長期従業員給付の区別の維持と短期従業員給付と長期従業員給付の区分の明確化が図られました。

国際会計基準委員会（IASB）の退職給付に関する会計基準IAS19号の見直しに関する審議が10月の理事会から開始されています。10月の理事会では、「退職給付債務・制度資産の変動の遅延認識の廃止」、「受給権未確定の過去勤務費用の即時認識」、「退職給付に関する費用の分解（勤務費用・純利息費用・再測定 of 三要素への分解）」、「財務費用の構成要素（期待収益の廃止）」が議論されました。11月号でご紹介したとおり、それぞれのテーマに関して議論があった（特に「財務費用の構成要素（期待収益の廃止）」に関してはかなりの議論が交わされた）模様ですが、いずれのテーマも公開草案の提案が暫定的に承認されました。

今月は、IASBの11月理事会における審議の状況のうち、費用の表示に関する具体的な取扱いについて、IASB理事会の事前資料・議事要約などを参考にご紹介します。11月理事会のその他の項目と12月理事会の状況については新年号で解説いたします。

#### 1. 費用の具体的な表示方法（Presentation）

10月理事会では、退職給付に関する費用を「勤務費用」、「財務費用（純利息費用）」、「再測定」の三つに区分することが承認されました。11月の理事会では区分した費用をどのように表示するかを議論しています（第1表：公開草案の質問6）。

(第1表) 公開草案の費用の表示に関する質問

Q6:企業は以下のように表示すべきか？

- (a) 勤務費用を純利益に表示
  - (b) 給付建負債(資産)から生じる利息の純額を財務費用の一部として純利益に表示
  - (c) 再測定をその他の包括利益に表示
- (パラグラフ119AおよびBC35-BC45)その理由は？反対する理由は？

この質問に対するコメントの状況は概ね肯定的であったようですが、一部の回答者から以下のような否定的なコメントが寄せられたようです。

- ① 費用の表示に関しては「財務諸表表示プロジェクト」で取り扱う問題であり、その結論に従うべき（結論が得られるまでは現在の取扱いを継続）
- ② 費用の表示方法はそれぞれの企業が実態を忠実に表現できると考える方法を採用
- ③ 退職給付に関する費用は全て一体のもの（雇用に伴う費用）として表示すべき
- ④ 純利息費用は勤務費用と一体で（または他の財務費用とは区別して）表示すべき
- ⑤ 再測定は純利益に独立項目として表示すべき
  - ✓ その他の包括利益に何を表示するべきかという原則が確立していない
  - ✓ 再測定は予測可能な数値ではないため、他の純利益を構成する項目とは性質が異なるため独立項目とすべき
- ⑥ 純利益に計上する選択肢を認めるべき
  - ✓ 全ての変動は純利益に表示すべき
  - ✓ 小規模制度における会計処理の簡便性
  - ✓ 社内で退職給付に関する資産を積み立てている場合の会計処理上の問題
- ⑦ その他の包括利益から純利益への組替処理（リサイクル）を行なうべき
  - ✓ その他の包括利益について計上基準及び当期利益への組替基準が不明確
  - ✓ その他の包括利益に表示された項目は最終的に純利益に表示されるべき
  - ✓ 米国基準（その他の包括利益で即時認識した後に純利益で遅延認識）との乖離が生ずる
- ⑧ その他の包括利益に表示された再測定の製造原価への反映方法が不明

これらのコメントを受けて IASB 事務局は費用の表示に関する事前資料を、「個別の費用の表示 (Presentation : Presenting the components)」、「その他の事項 (Presentation : Other issues)」の二つに分けて作成しました。理事会ではそれぞれの事前資料に基づいて議論が進められています。



## 2. 個別の費用の表示 (Presentation : Presenting the components)

個別の費用の表示に関しては、ア) 勤務費用と財務費用(純利息費用)の表示、イ) 再測定<sup>1)</sup>の表示、の二つに区分して議論を進めています。

### (ア) 勤務費用と財務費用(純利息費用)の表示

勤務費用と財務費用(純利息費用)の表示に関して、勤務費用を営業費用に表示することは特に問題とされておらず、純利息費用を財務費用に含めることに関して議論があるようです。

IASB 事務局は「IAS 1号財務諸表の表示では「収益と財務費用は異なる行に区別して表示する」とされていますが、収益や財務費用の定義は存在しない点を指摘しています。さらに、純利息費用が常に財務費用ではない(退職給付債務<制度資産⇒純利息費用はマイナスの費用(=収益)となる)点が2008年に改正されたIFRS7号の内容(「財務費用にはマイナスの費用を含む」という規定を削除)と矛盾する点を指摘しています。

この課題を解決する方法として、(a)IAS19号では純利息費用(財務費用)を他の財務費用に含めて表示するか否かを特定しない、(b)純利息費用(財務費用)を他の財務費用に含めて表示する(公開草案の提案)、(c)IAS1号を改正し純利息費用(財務費用)を財務費用に計上することを定める(or 勤務費用と純利息費用(財務費用)を年金費用として純利益に表示することを定める)、の三つを提案しています。

仮に、公開草案の提案を採用(上記(b)の方法)する場合、IAS1号やIFRS7号などの他の基準との整理を行なう必要があります。一方、現在の利息費用の表示について、財務費用に表示している場合もあればそうでない場合もあることを事務局は指摘しています。

これらの点を踏まえ、事務局は上記(a)の方法「IAS19号では純利息費用(財務費用)を他の財務費用に含めて表示するか否かを特定しない」を理事会に提案し、事務局提案が暫定的に承認されました。なお、この決定は公開草案の方法を否定するものではなく、企業が自社の実態に合わせて表示することを認めたと理解することが適切であると思います。

### (イ) 再測定の表示

再測定をその他の包括利益に表示する点に関しては、肯定的なコメントが多数を占めた模様ですが、否定的なコメント(上記①・⑤・⑥など)も寄せられました。また、金融商品の表示に関する基準IFRS9号でも企業が金融商品の価格変動を純利益に表示するかその他の包括利益に表示するかを選択肢が存在します(わが国の持合株式の価格変動をその他の包括利益に表示することが可能になった)。

事務局では再測定の表示方法として次の4通りの取扱いを提示しました。

#### (A) P&Lアプローチ

再測定を純利益に独立項目として表示する方法。2008年3月に示されたIAS19号見直しに関する討議資料のアプローチ1に相当し、現在のIAS19号で数理上差異を純利

益に表示（即時認識）する選択肢に類似している。

(B) OCI アプローチ

再測定をその他の包括利益に独立項目として表示する方法。公開草案の提案と一致しており、大多数のコメントがこの方法を支持している。

(C) P&L オプションアプローチ

P&L アプローチまたは OCI アプローチのいずれかを適用する方法。現在の IAS19 号における数理上差異の処理に選択肢が存在（その他の包括利益または純利益のいずれかで認識）することと同様である。

(D) P&L ミスマッチアプローチ

財務諸表上での不整合が発生しない限り、再測定はその他の包括利益に表示する。退職給付に充当する資産を保有しているがその資産が IAS19 号の制度資産の条件を満たさない場合（自社内で保有している場合）、公開草案の提案を適用すると、債務の変動はその他の包括利益に表示されるが、資産の変動は純利益に表示されることとなる。こうした場合、再測定を純利益に表示すると退職給付債務の変動と資産（IAS19 号の基準を満たさない）の変動が両方とも純利益に表示され、表示上の不整合が回避される。

これらの方法のうち、コメントの大多数は、「将来の企業のキャッシュフローの不確実性の推定に有効であること」、「勤務費用・財務費用（純利息費用）のような予測可能な費用を純利益に、予測困難な再測定をその他の包括利益に表示することは最も情報提供力に優れた方法であること」を理由に、公開草案の提案（再測定をその他の包括利益へ表示）を支持しており、事務局は OCI アプローチを採用すべきと理事会に対して提案しました。

理事会では、現在の IAS19 号で認められている純利益で認識する選択肢を残すべきであると主張した理事が多数存在した模様です。費用の表示は統一的であることが望ましいものの、一方で「数理上差異のその他の包括利益で即時認識する方法はイギリスで 10 年以上にわたって使用されており、また、ヨーロッパでもその方法が多数を占めること。および、変動の激しい再測定を純利益で認識した場合、長期的な観点で見た場合に必ずしも企業の純利益の実態を表すものとは考えられないこと」から P&L オプションアプローチを採用することが暫定的に承認されました。この結果、複数の小規模な制度を運営している企業の会計処理の簡便性や積立を行なわない制度（ただし、自社内で給付に充当する資産を保有）における財務諸表のミスマッチを防止できることになりました。また見方によっては、退職給付制度の再測定について、わが国の持ち合い株式と同様、価格変動をその他の包括利益または純利益のいずれに表示するかを選択肢が与えられたと理解することもできると思います。

### 3. その他の事項（Presentation : Other issues）

11 月理事会で議論された費用の表示に関するその他の論点は、i) 原価に反映させる費

用項目、ii) その他の包括利益から純利益への組替（リサイクル）、iii) その他の包括利益の retained earnings（利益剰余金）への繰り入れ、の三点です。

(i) 原価に反映させる費用項目

公開草案では、退職給付債務と制度資産の変動（退職給付に関する費用）は他の会計基準で特別な定めがない限り包括利益計算書に表示し、どの費用を原価に含めるか否かを特定していません。これに対し、退職給付に関する費用をどのように原価に反映させれば良いのかという指針がないという点を懸念するコメントが寄せられたようです。

これに対して事務局は、国際会計基準では原価とすべき費用を特定していないこと（費用の性質に応じてそれぞれの会計基準に応じて取り扱う）、現在のIAS19号の適用状況を見ると「数理上差異を製造原価に反映させるべき」という解釈もあれば「数理上差異は国際会計基準で定める原価には該当しない」という主張もあることを指摘しています。さらに、会計基準IAS2号（Inventories）やIAS23号（Borrowing costs）、解釈指針IFRIC1号（Changes in Existing Decommissioning, Restoration and Similar Liabilities）を参照し、公開草案の勤務費用・財務費用（純利息費用）・再測定のそれぞれの取扱いについて検討しています。事務局の見解では、勤務費用は原価に該当、財務費用（純利息費用）と再測定は原価に該当しないと考えられるとしていますが、公開草案の通り「どの費用を原価に反映させるか否かはIAS19号で特定しない」ことを提案し、理事会で暫定的に承認されました。

(ii) その他の包括利益から純利益への組替（リサイクル）

公開草案に寄せられたコメントには、一旦その他の包括利益で即時認識した再測定を遅延認識・回廊アプローチを用いて純利益へ組み替える処理（リサイクル）を行なうべきであるという意見がありました（筆者が把握している限りでは、実際にそうした処理を行なっているアメリカおよび日本からのコメントにこうした主張が多かったように感じます）。

コメントでも指摘されていたように、現在の国際会計基準では「その他の包括利益にはどのような性質のものを表示するのか」あるいは「一旦その他の包括利益に表示されたものをリサイクルするのか否か」に関する整理が充分に行なわれていません。

しかし、事務局は「現在のIAS19号でその他の包括利益で即時認識した後、リサイクルする処理が存在しないこと」、「金融商品の表示に関するIFRS9号では変動を純利益で表示するかその他の包括利益で表示するかの選択肢が存在するが、リサイクルは認められていないこと」、「以前、包括利益計算書での表示は1回限りとすべきであり、一旦その他の包括利益に表示したものを純利益へリサイクルすることは不適切であると理事会で合意したこと」を理由にリサイクルすべきでないことを提案し、理事会で暫定的に承認されました。

(iii) その他の包括利益の retained earnings（利益剰余金）への繰り入れ

現在のIAS19号では、その他の包括利益で即時認識した数理上差異は retained earnings に繰り入れることとされており、公開草案でもこの部分は変更されていません（結果として

再測定は retained earnings に繰り入れられる)。この点に関して若干のコメントがあったようです。事務局は「retained earnings の定義が利益累積額から資本を控除した額となっていないこと（現在の IAS19 号の結論の背景 BC48W）」や「金融商品に関する基準 IFRS9 号でその他の包括利益の表示された項目を純利益への組替は禁止しているものの、包括損益については資本直入を認めていること」を踏まえて、「その他の包括利益に表示された再測定を資本直入することを推奨するが要求しない (be permitted, but not required)」ことを提案し、理事会で暫定的に承認されました。

11月の理事会における審議事項で、わが国の企業が最も興味がある（影響を受ける）テーマは「再測定の表示をどのように行うか」であると思います。

わが国から提出されたコメントの多くが「その他の包括利益から遅延認識を行なって純利益にリサイクルすべき」と主張していました。その主な理由は「純利益と純資産の関係を重視するクリーン・サープラス関係の維持」と「再測定は変動性が高いため、業績に与える影響を緩和するために遅延認識すべき」という点にあると思います。

今回の暫定合意では「再測定を純利益での即時認識」が選択肢として認められたため「再測定を純利益で即時認識することにより、クリーン・サープラス関係は維持」できますが、そのような選択をすると「業績の変動が激しく」なります。はたして、“業績（実態）”はそれほど激しく変動しているのか、そうではないとすれば当期純利益に表示された結果を“業績”とみなすことの意味についても疑問が生じます。

投資家が企業を評価するとき、企業の将来産み出すキャッシュフロー（利益）の水準を重視するはずですが、しかし、ある企業が再測定を純利益で表示したとき、投資家は包括利益計算書の純利益によって将来のキャッシュフローを推測することが可能であるとは思えません。

なぜなら、再測定の影響によって純利益の水準が大きく変動する可能性があるからです。再測定はわが国企業の持合株式の価格変動と同様、清算（退職給付制度の廃止・持合株式の売却）を行わない限り、実際の企業のキャッシュフローには影響を与えません。従って、企業分析を行なう際には、純利益に表示された再測定を控除してその企業の本来の収益力を判断し、その上で収益力に影響を及ぼすリスクを把握するための要素として再測定を考慮するはずですが、つまり、再測定がその他の包括利益に表示されていようと純利益に表示されていようと（暫定的に承認されたように）独立項目として表示されていれば、企業を評価する観点からは影響がないと考えられます。

ただし、「純利益＝企業業績」という既存の概念が定着していることを考えると、誤解を招かないためには「再測定をその他の包括利益に表示する」ことを選択するのが賢明であると考えられます。

年金コンサルティング部 佐野邦明



## やさしい年金数理

### ～免除保険料率と最低責任準備金～

#### 《要約》

厚生年金基金制度では、厚生年金基金は厚生年金保険の一部を代行しており、この代行部分に係る掛金を免除保険料率といいます。また、厚生年金基金が解散や代行返上をする際に企業年金連合会等に払い込む資産額を最低責任準備金といいます。

経済環境や時代背景にあわせて、免除保険料率や最低責任準備金の計算方法は多くの変遷を経て今日に至っています。

#### 1. 免除保険料率と最低責任準備金とは

厚生年金基金制度においては、国の年金制度である厚生年金保険の一部を国に代わって厚生年金基金が給付します。この給付に相当する部分を代行部分といい、代行部分の給付を賄うための掛金を免除保険料率といいます。事業主と加入者が折半で国に支払うべき保険料の一部が免除されて、その代わりに厚生年金基金へ支払うこととなるため、このような名称が付けられています。

一方、厚生年金基金が解散や代行返上をする際には、代行部分の支給義務を企業年金連合会もしくは国（※）へ移転することになります。その際に、企業年金連合会もしくは国に払い込むべき資産額が最低責任準備金とされています。

※ 解散の場合は企業年金連合会、代行返上の場合は国に移転します

#### 2. 免除保険料率と最低責任準備金の変遷

昭和41年10月、厚生年金保険法が改正され、厚生年金基金制度はスタートしました。発足当初は、すべての厚生年金基金で一律の免除保険料率が適用されていました。また、最低責任準備金は現価方式（※）によって計算されていました。

※ 過去の加入員期間に係る代行部分の給付見込み額を現在価値に割引計算する方法。

その後、平成8年4月には、一律の保険料でなく、個別基金の事情を反映させるために各々の厚生年金基金ごとに個別の免除保険料率が適用されるようになりました。

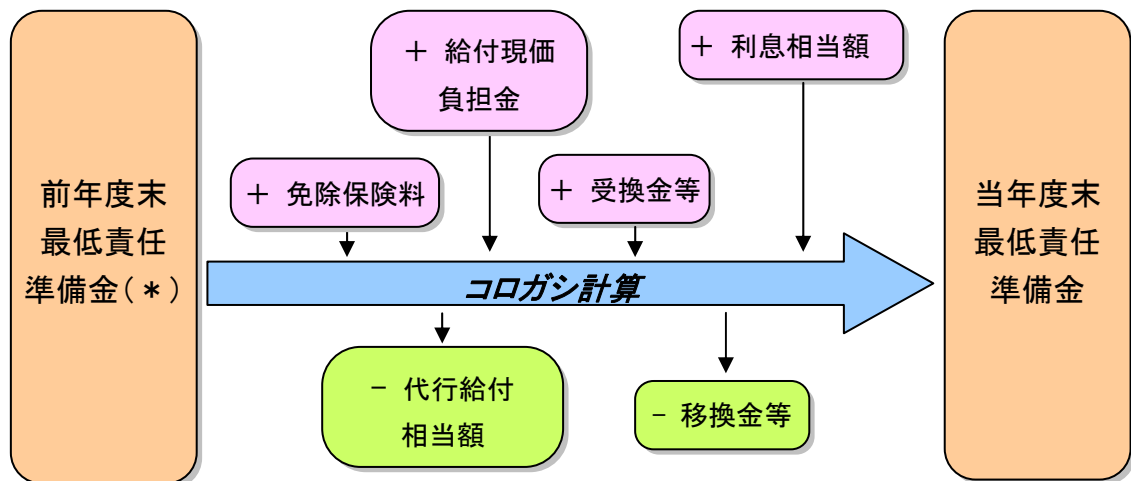
さらに、厚生年金保険の保険料率が改定される予定であった平成11年10月には、当時の経済環境を鑑みて保険料率が凍結されたため、免除保険料率も凍結されることとなりました。なお、免除保険料率の凍結に伴い、最低責任準備金の計算方法もコロガシ計算（※）へと変更されました。ちなみに、この付利利息については、厚生年金保険本體利回りが1



年9ヶ月遅れで適用されます。

※ 免除保険料による収入と代行部分の給付による支出のやりくり、および厚生年金保険本体利回りによる付利利息による方法。

【コロガシ計算の図解】



\* 平成11年9月末の最低責任準備金は、現価方式により計算。

平成17年4月には、計算前提が改められ、免除保険料率の凍結も解除されました。これにより免除保険料率も引き上げられることとなりました。一方、最低責任準備金については、コロガシ計算を恒久的な計算方法として用いることが確定しました。

加えて、年金財政の貸借対照表においても、最低責任準備金を代行部分の債務として認識するようになりました。

本年、平成22年4月には再び免除保険料率の計算前提が改められています。これにより免除保険料率が引き下がる予定でしたが、一定条件の下(※)では従前の免除保険料率を継続して適用するという据置き措置が導入された結果、多くの厚生年金基金では従前の免除保険料率が継続して適用されることとなりました。

なお、年金財政の貸借対照表においては、厚生年金保険本体の利回りを同時点で適用してコロガシ計算を行うことにより求めた最低責任準備金(継続基準)が代行部分の債務として認識されることとなりました。

※ 最低責任準備金が過去期間代行給付現価を下回ること。なお、過去期間代行給付現価とは、凍結前の現価方式による最低責任準備金の計算方法を踏襲したもの。

以上をまとめると、次ページの表のようになります。

	免除保険料率	最低責任準備金
昭和41年10月 (※)	全厚生年金基金一律で設定	現価方式による計算
平成8年4月	厚生年金基金ごとに設定	現価方式による計算
平成11年10月	凍結	コロガシ計算の導入 (暫定措置)
平成17年4月	凍結解除	コロガシ計算の恒久化
平成22年4月	据置き措置の導入	コロガシ計算

※ 厚生年金基金制度発足。

### 3. 時代背景と問題意識

#### (1) 昭和41年10月から平成8年3月まで

免除保険料率は法律事項として規定されてきました。免除保険料率がすべての厚生年金基金で一律であるということは、平均年齢が高いなどの理由で、代行部分の給付を賄うのに必要な掛金率より免除保険料率が低い厚生年金基金にとってはデメリットであったといえます。

#### (2) 平成8年4月から平成11年9月まで

免除保険料率は各厚生年金基金の人員分布を基に計算されることになりました。このため、平均年齢の高い厚生年金基金においては、免除保険料率がすべての厚生年金基金で一律であったときよりも高い免除保険料率が適用されるようになり、それまでのデメリットが解消されました。

#### (3) 平成11年10月から平成17年3月まで

厚生年金保険本体の保険料率が凍結されたことに伴い、免除保険料率も凍結されることになりました。

平成12年度以降3年間にわたってマイナス利回りとなるなど運用環境の悪化で多くの厚生年金基金が利差損を被る上に、さらに以下に記載した2つの観点から、凍結解除時には最低責任準備金の金額が拡大して、厚生年金基金の負担が増加するのではないとの懸念が広がりました。

- ① 凍結期間中は本来の免除保険料より低い免除保険料しか得られていないため、年金財政の積立てが進まないこと。

- ② 凍結解除時に最低責任準備金が現価方式で、しかも計算前提として最新の低い予定死亡率、超低金利を反映した低い予定利率で算出されると最低責任準備期が増大してしまうこと。

(4) 平成17年4月から平成22年3月まで

最低責任準備金はコロガシ計算が恒久的な方法として継続されることが確定しました。また、年金財政の貸借対照表においても、最低責任準備金が代行部分の債務として認識されるようになりました。これにより、(3)で掲げた懸念は解消されました。

また、コロガシ計算による最低責任準備金が代行部分の債務となったことで、厚生年金基金の個別事情によらない過不足は厚生年金基金の負担とはならないようになり、財政中立化が実現されました。これにより、厚生年金基金の運営においては厚生年金保険の一部を代行していることによる資産規模のスケールメリットを活かしつつ、厚生年金保険本体利回りを上回るような運用成果を目指すというターゲットが明確になりました。なお、この時点では、厚生年金保険本体利回りが最低責任準備金の付利利率として1年9ヶ月遅れで適用されており、年度を跨いで運用環境が乱高下する場合は歪んだ決算になるという課題については残ることになりました。

(5) 平成22年4月から

(4)で掲げたいわゆる“期ズレ”という課題も解消され、年金財政の貸借対照表において、厚生年金保険本体利回りが1年9ヶ月遅れることなく、同時点で適用される最低責任準備金（継続基準）が代行部分の債務として認識されるようになりました。

また、平成21年度中の運用環境の低迷により資産規模が縮小している中、予定利率が3.2%から4.1%へ上がることで免除保険料率が引き下がり、資産の積立が遅くなることが懸念されました。しかし、この点についても免除保険料率の据置き措置の導入により解消されています。

年金信託部



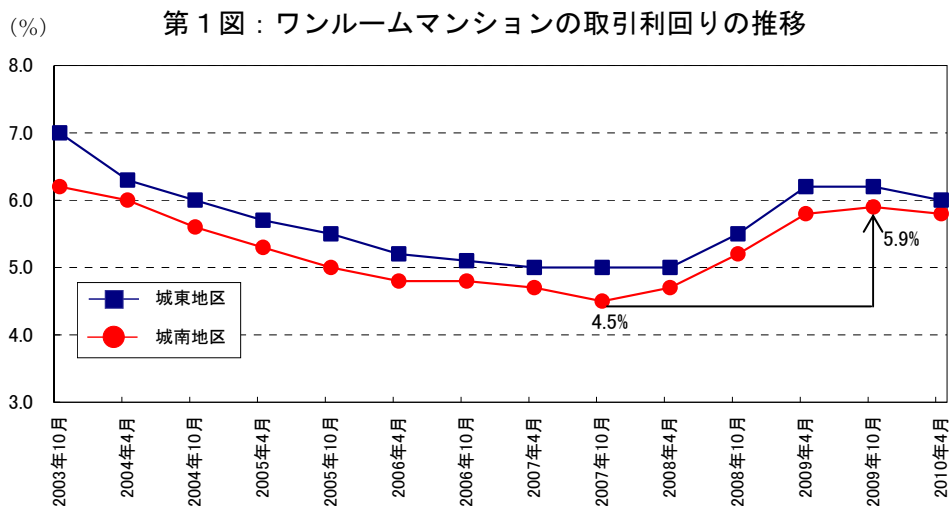
年金運用の現場から ファンドマネージャーの四方山話

～回復しつつある東京都区部の住宅投資～

《要約》

東京都区部において、賃貸住宅の投資環境が好転し始めた地域が徐々に広がりつつあると感じている。現在の取引価格は鑑定評価額を下回る状況にはあるものの、取得に際して競合が生じる状況であり、安定的な賃料収入が得られる住宅投資への関心が高まっていることが実感できる状況にある。ただし、需要も供給も増加途上で、取引数も増加途上。依然として、投資家側には不動産投資に対する慎重姿勢が残り、売主側には投資家の動向を様子見しようという側面が残っている。

投資用不動産の価格（収益還元価格）は、不動産の賃貸収益をキャップレートと呼ばれる不動産の「取引利回り」で除して求められる。2007年8月のサブプライムローン問題発生以降、城南地区におけるワンルームマンションの取引利回りは2年間で4.5%から5.9%まで上昇しており（第1図）、賃貸収益が不変であれば、不動産価格は2年間で約23.7%（注）下落したことになる。しかし、2009年後半から住宅の取引利回りは「横這い・上昇幅の縮小」に、そして2010年4月には「低下」に転じた（価格が上昇に転じた）。年金信託受託者として当社が投資を行っている私募不動産ファンドで、2009年後半から競合が生じ始め、最近では競合数が増加しつつある。キャップレートの反転、価格の上昇を実感している。

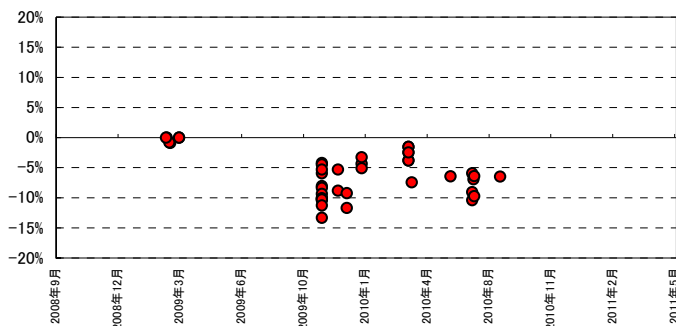


（出所）（財）日本不動産研究所「不動産投資家調査」を基に作成。

（注）2007年8月以降の2年間の賃貸収益は低下傾向であったため、実際の価格はもう少し下落したと推察される。

さて、第2図は最近のJ-REITの売買事例において、取引価格が鑑定評価額に対してどの程度の水準にあるかを示したものです。これを見ると取引価格は鑑定評価額を超えることはなく、概ね鑑定評価額を10%下回る範囲内で取引されていることが分かる。また、当社が年金信託受託者として投資を行っている私募不動産ファンドの状況から、J-REIT以外の取引でも同様の傾向があると感じている。正常な市場における正常な取引価格のひとつの目線は鑑定評価額であり、現在はまだ正常な水準ではないと考えているが、間もなくその水準に届きそうなどころまで取引価格が回復していると推察する。

第2図：鑑定評価額に対する取引価格の水準（J-REIT事例（住宅））

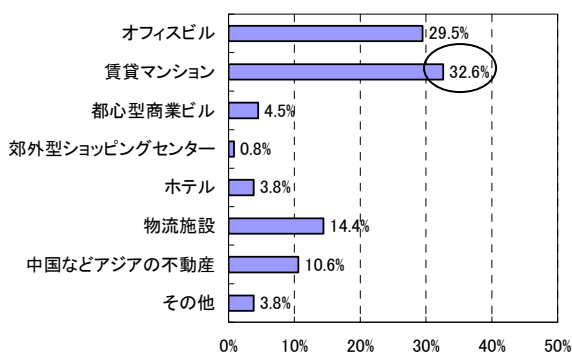


（出所）J-REITの物件取引に関する公表資料から筆者が作成。

（注）J-REITの売買事例のうち、スポンサーからその傘下のJ-REITへの売却等の利害関係取引を除く、第三者間取引に関する事例を対象としている。

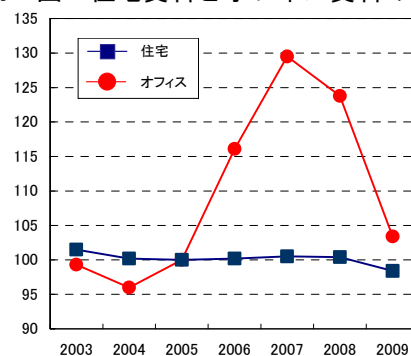
住宅投資が改善傾向にあることは、第3図の調査で最も有望な投資先として住宅が選ばれていることにも現れている。住宅賃料の変動はオフィスに比べて安定的であり（第4図）、オフィスよりも住宅はテナント分散が利きやすいこと等でも住宅投資は安定性が高い。住宅投資市況の回復傾向を見て、リーマンショック以降、保守的になりがちであった市場参加者も住宅投資を徐々に再開しつつあると言うことではないだろうか。

第3図：現在最も有望と見られる投資対象



（出所）(株)ニッセイ基礎研究所「不動産投資レポート」2010年10月28日発行「依然見通しは慎重 環境や海外への関心高まる 第7回不動産市況アンケート結果」

第4図：住宅賃料とオフィス賃料の動向



（出所）(財)日本不動産研究所「全国賃料統計」東京圏：各年9月末時点。2005年を100として、筆者が作成

以上

（注）これらの内容は東京都区部の賃貸住宅について言及したものであり、都区部以外の賃貸住宅の状況については言及したものではありません。また、オフィスについて言及したものでもありません。



## データでみる年金

### ～就労条件総合調査結果より 有給休暇の取得状況～

#### 《要約》

年次有給休暇の平均付与日数は 17.9 日、取得日数が 8.5 日で取得率は 47.1%となっています。業種別には取得状況にかなりばらつきがあり、取得率の最高、最低では 2 倍以上の格差があります。また、海外と比較して、日本の有給休暇の消化状況は低い状況にあり、有給休暇を使い切る人の割合は世界で最低となっています。

なお、IFRS では前年度から未消化で繰り越された有給休暇のうち、当期に消化が見込まれる部分については費用を認識し、引当金を計上する処理が求められます。ただ、日本の場合は、当年度分を超えて未消化分を取得するケースは少ないと考えられ、会計基準が見直されても相対的に影響は軽微であると考えられます。

厚生労働省では、毎年「就労条件総合調査」を行っています。10月に発表された22年の調査では、労働時間、定年制、賃金制度についての調査結果が報告されています。今月はそのうちの労働時間と定年制についての結果の概要等をご紹介します。

#### 1. 年次有給休暇の取得率は 47.1%

本調査は毎年実施され、継続的なテーマの他、本誌 2009 年 12 月号で採り上げた資産形成支援制度の実施状況などトピック的なテーマが採り上げられます。継続的テーマとしては、労働時間や賃金制度についてであり、長期のトレンドについて知ることができます。

(第 1 表) 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得状況 (単位: 日、%)

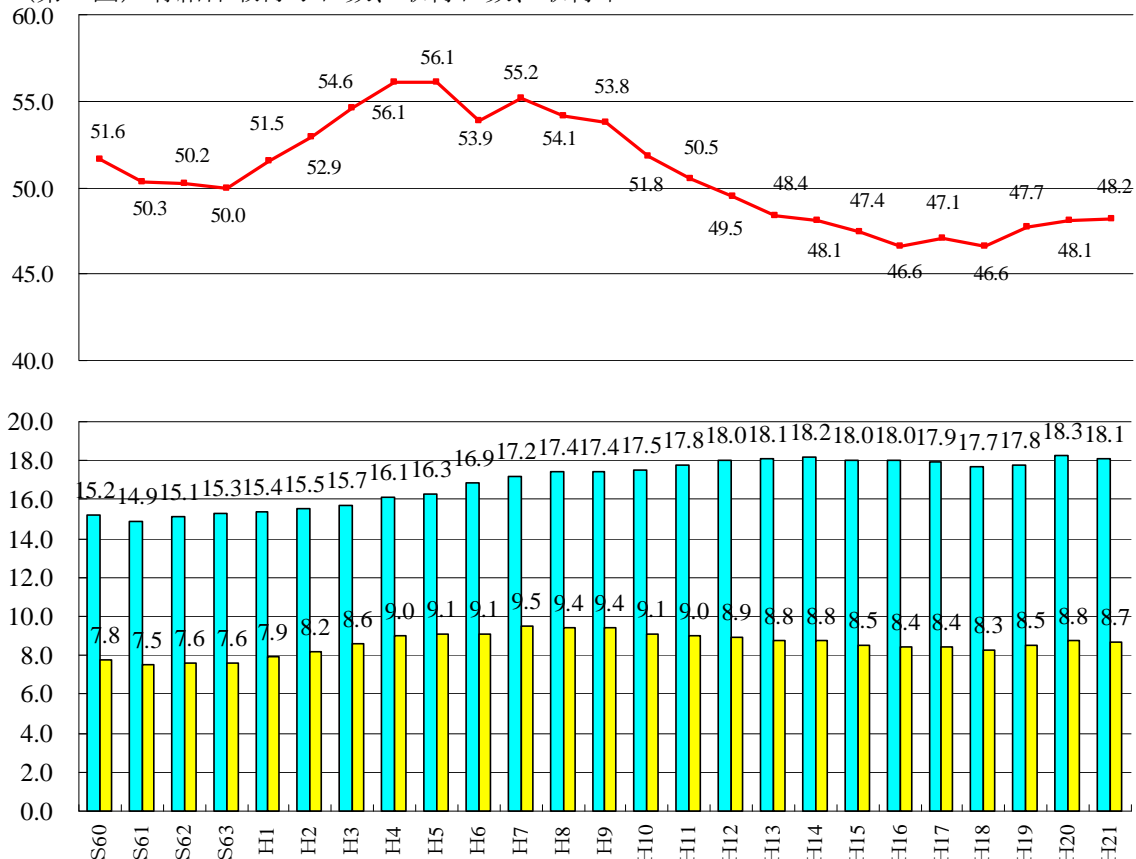
		付与日数	取得日数	取得率
平成 21 年度		17.9	8.5	47.1
従業員数	1000 人以上	19.0	10.2	53.5
	300～999 人	18.1	8.1	44.9
	100～299 人	17.3	7.8	45.0
	30～99 人	16.9	6.9	41.0
業種	建設業	18.6	7.1	38.1
	製造業	18.6	9.9	53.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	19.6	14.6	74.2
	情報通信業	18.8	10.3	54.6
	卸売・小売業	17.5	6.0	34.6
	金融業・保険業	19.6	8.5	43.3
	宿泊業、飲食サービス業	15.8	5.0	31.4
	医療、福祉	14.5	6.4	44.0



その労働時間の調査の1つに、年次有給休暇の調査があります。平成22年調査（21年度実績）によると、年次有給休暇の年間付与日数は、平均で17.9日、取得日数は8.5日で、平均取得率は47.1%という結果がでています（少数点以下の数値の関係で取得日数÷付与日数を計算すると取得率の数値と若干ズレが生じます。以下のデータでも同様です）。規模別にみると従業員1000人以上の企業では付与日数が多く、取得日数も多くなっています。一方、従業員規模30人以上、100人未満の企業は1000人以上の企業と比べると付与日数で約2日、取得日数で3日少なくなっています。

有給休暇の取得率は、業種別にかなりばらつきがみられます（第1表）。例えば、電気・ガス・熱供給・水道業が取得率74.2%と調査業種中、最も高くなっています。同業種は金融・保険業と並び付与日数が最も多く、さらに取得日数も調査対象業種中最大となっています。これに対し、取得率が最も低いのは宿泊業、飲食サービス業で31.4%となっています。同業種は取得日数も年間6.0日と最も少なくなっています。両業種の取得率の差は実に倍以上に達しています。

（第1図）有給休暇付与日数、取得日数、取得率



（出所）第1表とも厚生労働省「就労条件総合調査」より作成

（注）第1表は「常時雇用者30人以上の民間企業」が対象。ただ、平成19年以前の調査対象が「本社の常用雇用者30人以上の民間企業」であり、時系列では当該数値で比較。

前述のとおり、この調査は継続的に行われており、第1図で昭和60年以降の年次有給休暇の付与及び取得状況の推移を示しています。取得率は平成4、5年をピークに低下傾向を続け、ここにきてやや下げ止まりの感があるといった状況となっています。昭和の最後から平成の初期にかけて急上昇し、その後長期に及び低下を続けるという状態は、バブル景気とバブル崩壊という経済状況を如実に反映しているといえるでしょう。景気がよくなったから有給休暇がとれたという事情が大きいのでしょうか、一方で有給休暇の取得が消費を促し、景気を押し上げたという側面もあったのではないかと考えられます。

## 2. 日本の有給休暇取得率は世界最低

日本人は働きすぎといわれます。何を基準にそう判断するかはともかく、少なくとも有給休暇の取得率を諸外国と比較した場合、日本人は休みをあまりとらないという事実は明白です。米国ロイターと調査会社イブソスが本年8月に有給休暇の取得に関する調査結果を発表していますが、日本は調査対象の24カ国中最低の取得率にとどまっているからです。最高はフランスで89%という高い数値になっています。このデータは取得率100%の人の比率を示すものであり、前述の平均取得率とは違います。ただ、フランスの場合89%の人が100%の取得率であるわけですから、仮に残りの11%の人の取得率が0%であったとしても取得率は89%となります。もっとも、9割近くの人が有給休暇を完全に消化する国で、残りの1割の人の取得率が0%であるとは考えられず、限りなく100%に近い取得率になっていると考えられます。

(第2表) 有給休暇を使い切る人の比率

(単位：%)

国名	比率	国名	比率	国名	比率
フランス	89	トルコ	74	インド	59
アルゼンチン	80	インドネシア	70	カナダ	58
ハンガリー	78	メキシコ	67	米国	57
英国	77	ロシア	67	韓国	53
スペイン	77	ポーランド	66	オーストラリア	47
サウジアラビア	76	中国	66	南アフリカ	47
ドイツ	76	スウェーデン	63	日本	33
ベルギー	74	ブラジル	59		

なお、このロイターの調査と厚生労働省の調査とでは調査対象やカバレッジが異なることに注意する必要があります。ロイター調査のサンプル数は不明ですが、4406社からの回答を得ている厚生労働省の調査のほうが対象社数は多いと考えられます。従業員規模の大小も含め、厚生労働省の調査のほうが、より日本全体の実態を表していると考えられます。ちなみに、厚生労働省の調査では有給休暇の平均取得率は48%ですが、ロイター調査のよ

うに有給休暇を使い切った人が33%であるとするると残りの67%の人の平均取得率は22%程度と有給休暇は取得する人としなない人の二極分化が著しいという結果になってしまいます。業種別のばらつきから考えてありえないとする根拠はありませんが、従業員規模の小さい企業などを含めると、有給休暇を完全に使い切る人の比率はもう少し低いのではないかと考えられます。

### 3. IFRS における有給休暇にかかる会計処理

有給休暇の話題に関連して、IFRS における有給休暇の会計処理についてもご紹介します。IAS19号は一般的に国際会計基準における年金の会計であると理解されていますが、正確には「従業員給付」に関する会計基準であり、そのうちの長期従業員給付として退職給付があります。一方、勤務を提供した期の末日から12ヶ月以内に決済期限が到来する短期従業員給付についての会計処理も定められています。その中の1つに有給休暇の会計基準があり、以下のような処理が行われます。

例えば、有給休暇が未消化であった場合に、その未消化の有給休暇を買取ったり、あるいは翌年への繰越が可能である場合があります。買取る場合は当然ながら対価が必要ですし、未消化の有給休暇を翌年に取得すれば会社としては勤務の提供を受けないにもかかわらず、給与を支払う必要があります。したがって、費用及び負債を認識することが必要になるわけです。

要するに、未消化の有給休暇のうち当期中に取得が見込まれる部分を予測し、それに見合う費用を認識し、引当金を計上することになります。具体的な数値を例に説明すると、未消化の有給休暇が10日あり、そのうち6日の取得が見込まれるとします。仮に、1日当たりの給与が2万円であるとするると、 $2 \times 6 = 12$ 万円の費用を計上し、有給休暇引当金を12万円引当てます。

日本の会計基準では、未消化の有給休暇について引当金を計上するような処理は行われません。ただ、ここで紹介したデータからみると、日本全体では有給休暇の取得率は5割を切る水準にとどまっています。当年度分も完全に消化されていない状態であるわけで、一般的に言えば、未消化分の取得を見込むような状況ではないと考えられます。つまり、有給休暇引当金を計上するような会計処理が導入されても、現状の取得状況から考えると費用を認識し、引当金を計上しなくてはならない企業は多くないと考えられます。もっとも、会計上の負担増とは別に、ワークライフバランスの観点から有給休暇の取得を促進していくことは重要であると考えられます。

年金コンサルティング部 リサーチグループ



## 数字クイズ その9

### ～CO2 排出問題～

地球に降り注ぐ太陽エネルギーは、たった 1 時間分で、人類が石油・石炭などを燃やして使うエネルギーの 1 年分に相当するという。

太陽光は 1 日中地球のどこかを照らすわけであり、人類が燃やす化石燃料の  $24 \times 365 = 8,760$  倍ものパワーがあるということになる。

それほどのパワーで、なぜ地球が灼熱地獄にならないかといえば、空気を通して冷たい宇宙に放熱をしているからであるが、これに対して、温室効果を持つCO<sub>2</sub>（炭酸ガス）が増加すると、この放熱を妨げて地球温暖化や気候変動などが進むというのが、ごく単純化したCO<sub>2</sub>問題である（注 1）。なお、気象庁のホームページ「ICPP第 4 次評価報告書」に詳細がある（<http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/ipcc/ar4/index.html>）。

大気圏の厚さは、定義にもよるが約 100Km と地球の半径 6,357Km に比べると確かに心細いほど薄い。

さて、2009 年には、その排出量が 21 世紀に入って初めて減った。

Asahi.com の 11 月 22 日のニュースによれば、英米仏などの国際研究チームが 11 月 21 日付の英科学誌ネイチャー・ジオサイエンス（電子版）に発表最近発表したデータによれば、化石燃料を燃やして出た二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）は 2009 年に世界で 308 億トン（CO<sub>2</sub>換算）になり、08 年より 1.3%減った。

08 年 9 月のリーマンショックを契機とする世界的な不況の影響を受けたためであるが、先進国での減少率が高い一方で、中国などの新興国では増えたという。論文によると、日本で△11.8%、英国△8.6%、ロシア△8.4%、ドイツ△7%、米国 6.9%、それぞれ減った。しかし、中国は+8%、インド+6.2%、韓国+1.4%と逆に増加した。

このため、世界全体の 09 年の排出量は 1 年前に予想されていた△2.8%が、半分以下の減り方にとどまった。

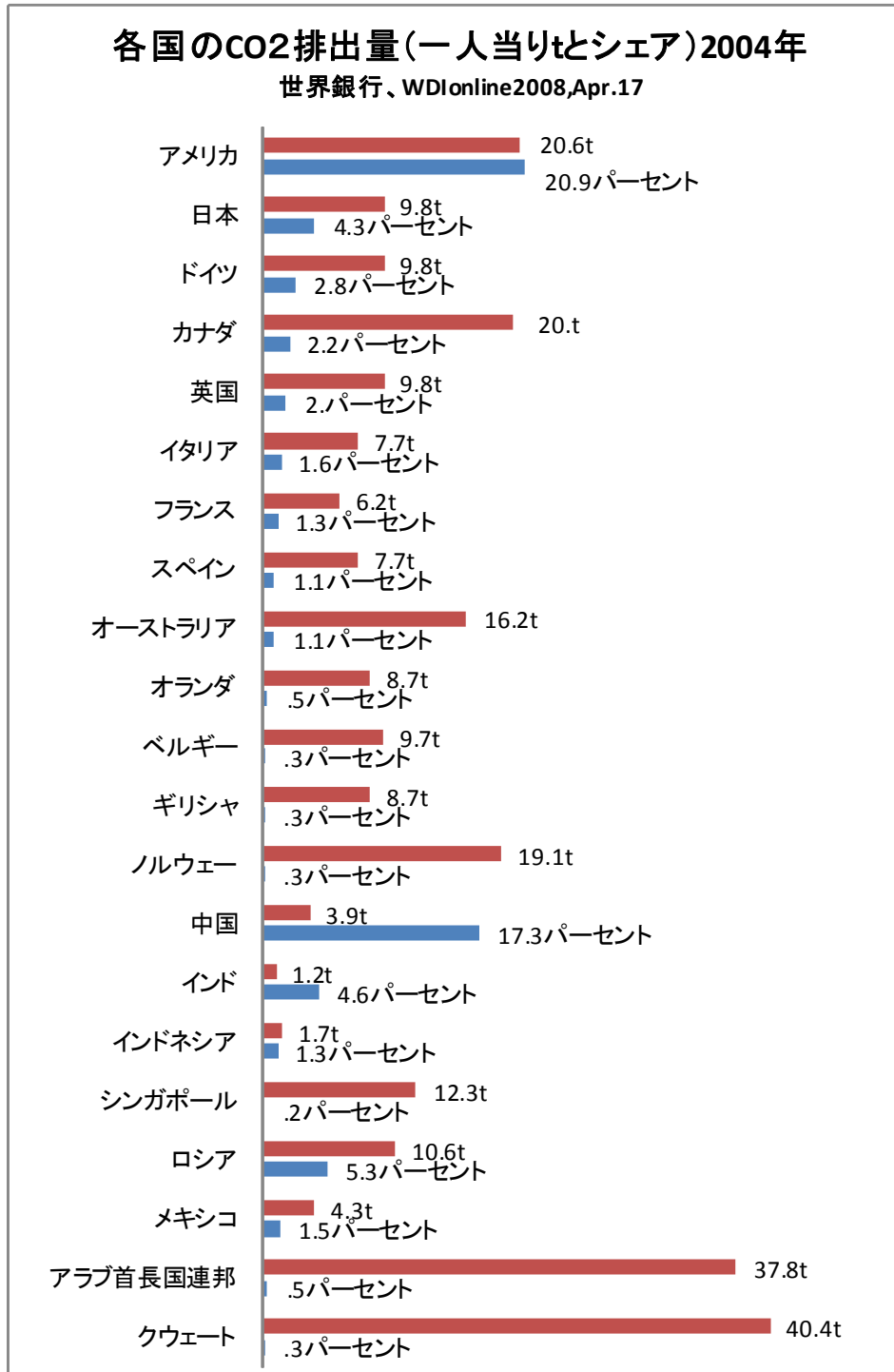
しかし問題は、それでもこの 308 億トンという数字は過去（人類史上）2 番目に大きな数字であり、今年の排出量は逆に 3%以上増えて、00～08 年の高い増加率に戻るとされていることである。

さて、数字クイズにしよう。

<問題 1>世界で最も多く CO<sub>2</sub> を排出している国名を 2 つと、それらを合計したおおよそのシェアを問う。

<問題 2>昨年 12 月の COP15（気候変動枠組条約第 15 回締約国会議）では、温室効果ガス削減目標の合意が得られたか。





(注1) 温暖化の原因などに関しては、科学者の反論も相当に多く、地球は寒冷化しているとの説もある。

<問題1の解答> 米国 (21%)、中国 (約17%)、合わせて約4割 (2004年)

<問題2の解答> 温室効果ガス削減目標の合意は得られなかった。

やや古いデータではあるが、右の図表にあるように、排出量のシェアは、米国の20.9%が第一位で全体の約5分の1、第二位の中国の17.3%と合わせて約4割(38.2%)となっている。

第3位はロシア、第4位はインド、日本は、世界第5位、先進国の中では米国に次ぐ第2位である。

人口1人当たりの排出量は、先進国の中では、米国が20.6トンで最も多く、カナダ、ノルウェー、オーストラリアが、それぞれ、20.0トン、19.1トン、16.2トンで続いている。これらの国は、所得が高く、国が広いので人々が自動車で移動する割合が高い国である。

日本は国土が狭く、皆が寄り添うように暮らしていて、効率が良いほうではあるが、先進国の中で1人当たりの排出量が最も少ないスイス(表にはない)の5.5トン、ポルトガルの5.6トンなどと比べると、GDPが多いことなどでやや高くなっている。

途上国は生産が低く、エネルギー消費のレベルが高くないので、概して、1人当たりの排出量は少ない。ただし、アラブ首長国連邦、クウェートなど中東産油国の1人当たり排出量は、先進国よりむしろ多い。

こうしたデータから分かるように、国のCO<sub>2</sub>排出量の決定要因は、その国の経済規模やその発展段階、面積、車所有率、石油産出量、等々さまざまな要因で決まる。

わが国の言い分だと、「早くから対策に取り組んできた」などということもあって、国際的に削減目標を決めることは至難の技というべきだろう。

昨年12月、コペンハーゲンでのCOP15(気候変動枠組条約第15回締約国会議)では、192カ国・地域から約4万人が参加しながら、温室効果ガス削減目標の合意が得られなかった。

そうは言っても、発展途上国の止まらない発展もあって、既述のようにCO<sub>2</sub>排出は増え続け、温暖化や異常気象などの問題が身近に感じられるようになってきた。

CO<sub>2</sub>排出権取引などのアイデアは出てきているが、これはまず、政府が業界や企業に対して「規制」を敷くことが前提であり、そのための国際的取り決めがなされなければ用をなさない。早急な対策が望まれる。

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋

## <コラム> アドリブ経済時評

### そりゃあイカンぜよ

NHKの「龍馬伝」が、ついさきほど第48回の最終回を終えた。

結末は、もちろんわかっていたのだが、あれほどの人物が、わずか33歳で暗殺されたのは、改めて悔しいし、残念でならない。

龍馬の生家の近くで育ったということもあって、今回は自分でも驚くほど熱心に毎週、テレビで見た。嬉しいことに、親しい友人が土佐弁で話しかけてくれるようになった。

友人たちも、土佐の田舎の一介の下級武士が、300年続いた階級社会で、無血革命を成し遂げるといふ物語にはやはり感動してくれたようだ。

まず、龍馬の清々しい魅力は、私心がないことにある。あれほどのことを成し遂げながら、目的はあくまでも「皆の住みよい世界」であり、自分は新政府の中に入ろうとすら思っていなかった。

また、龍馬の凄さは、時代を見通す力にある。剣術修行をしながらそれが役に立たないことを見越し、武士の世の中に生まれながらそれが行き詰ることを見越し、鎖国の国に生まれながら世界に目を向けた。「船中八策」で明治政府の綱領までつくっていた。

さらに、龍馬の素晴らしさは家族愛、同胞愛、人類愛ともいべき平和主義にある。脱藩しながら最後まで郷里の同胞と行動を共にし、幕府を否定しながら内戦を回避し、日本が列強の植民地になるのという危機感を抱きつつも、海外貿易に夢を馳せた。

さて、今月号の本誌「数字クイズ」では地球温暖化のことを書いたが、ここ50年で人口が倍増して68億人となり、人類は地球の包容力を超えてしまっている。近年、気温が上がり、洪水など異常気象が頻発し、大型魚類があと40年で絶滅するなどという国連の報告が出て、良くない兆候がはっきりと出始めたように思える。

それなのに、昨年12月、コペンハーゲンでのCOP15（気候変動枠組条約第15回締約国会議）では、192カ国・地域から約4万人が参加しながら、温室効果ガス削減目標の合意が得られなかった。1997年の京都議定書は、中ブラリンになったままである。

こんなときこそ、「そりゃあイカンぜよ」と言って、CO<sub>2</sub>問題で対立する国々の間をとりもってくれる龍馬は現れてくれないのだろうか？

【2010/11/29】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋





- 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性の保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。